

# 新事業チャレンジ資金

## (ア) 融資条件等

令和5年4月1日現在

融資対象者	<p>県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる特定事業者、中小企業者及び組合で次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権又は回路配置利用権（第三者から技術移転を受けた者を含む。))に係る技術等を生かして事業を営むもの</p> <p>(2) 中小企業等経営強化法に基づく承認を受けた経営革新計画に基づいて事業を営むもの</p> <p>(3) (公財) かがしま産業支援センターが行う事業の採択を受けた者でその技術等を生かして事業を営むもの</p> <p>(4) 県が行うトライアル発注制度に基づく製品等の選定を受けた者でその技術等を生かして事業を営むもの</p> <p>(5) 知事が特に新規性があるとして認めた技術等を生かして事業を営むもの</p>																				
使途	運転資金・設備資金																				
融資限度額	5,000万円																				
利率	1年以内：年1.7%，1年超3年以内：年1.9%，3年超5年以内：年2.0% 5年超7年以内：年2.2%，7年：10年以内 年2.3%																				
保証料率	融資対象者の欄(2) 年0.31%																				
	<p>融資対象者の欄(1)，(3)～(5)</p> <p>保証機関が、財務その他経営に関する情報をもとにリスク計測モデルにより評点を算出することができる者は、下記に定める保証料率となります。(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.26</td> <td>1.11</td> <td>0.91</td> <td>0.71</td> <td>0.51</td> <td>0.36</td> <td>0.16</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記評点を算出できない者の保証料率については、一定料率（年0.51%）となります。</p>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.26	1.11	0.91	0.71	0.51	0.36	0.16	0.00	0.00
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨											
保証料率	1.26	1.11	0.91	0.71	0.51	0.36	0.16	0.00	0.00												
<table border="1"> <tr> <td>割引料率</td> <td>担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合は、0.1%割り引きます。</td> </tr> </table>	割引料率	担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合は、0.1%割り引きます。																			
割引料率	担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合は、0.1%割り引きます。																				
割引料率	<p>鹿児島県SDGs登録制度の登録を受けている場合は、0.1%割り引きます。</p> <p>※ 該当する場合は登録証の写しが必要です。</p>																				
融資期間	<p>運転資金 7年以内（うち据置24月以内）</p> <p>設備資金 10年以内（うち据置36月以内）</p>																				
償還方法	毎月均等分割																				
申込先	各商工会議所、各商工会（組合は、鹿児島県中小企業団体中央会）または金融機関																				
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工中金（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）																				
借入申請に必要な書類	<p>○中小企業制度資金融資申込書（要綱1号様式）</p> <p>○信用保証委託申込書 ○県民税及び市町村民税の納税証明書</p> <p>○新事業チャレンジ資金事業計画書（要綱6号様式）及びその添付書類</p> <p>○新事業チャレンジ資金新規性要件該当認定申請書（要領1号様式。融資対象者(5)の場合）</p> <p>○鹿児島県SDGs登録制度の登録を受けている場合は登録証の写し</p> <p>○その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類</p>																				

○その他融資条件の詳細な内容については、あらかじめお問い合わせください。

○連帯保証人・担保として、保証機関の定めるところによります。

## (イ) 融資の流れ

